

公 告

横 浜 市 公 告 第 735 号

大 規 模 小 売 店 舗 の 変 更 の 届 出

大 規 模 小 売 店 舗 立 地 法 （ 平 成 10 年 法 律 第 91 号 ） 第 6 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り 大 規 模 小 売 店 舗 の 変 更 の 届 出 が あ っ た の で 、 同 条 第 3 項 に お い て 準 用 す る 同 法 第 5 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 、 そ の 届 出 及 び 添 付 書 類 を こ の 公 告 の 日 か ら 4 か 月 間 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

な お 、 こ の 公 告 に 係 る 大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 が そ の 周 辺 の 地 域 の 生 活 環 境 の 保 持 の た め 配 慮 す べ き 事 項 に つ い て 意 見 を 有 す る 者 は 、 こ の 公 告 の 日 か ら 4 か 月 以 内 に 、 横 浜 市 長 に 対 し 、 意 見 書 を 提 出 す る こ と が で き る 。

令 和 5 年 12 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 届 出 の 概 要

(1) 大 規 模 小 売 店 舗 の 名 称 及 び 所 在 地

相 鉄 ジ ョ イ ナ ス ・ 太 洋 ビ ル ・ ダ イ ヤ モ ン ド 地 下 街
西 区 南 幸 一 丁 目 5 番 1 号

(2) 大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名

株 式 会 社 相 鉄 ア ー バ ン ク リ エ イ ツ
代 表 取 締 役 左 藤 誠
西 区 南 幸 二 丁 目 1 番 22 号

(3) 変 更 し た 事 項

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
大 規 模 小 売 店 舗 の 名 称 及 び 所 在 地	相 鉄 ジ ョ イ ナ ス ・ 太 洋 ビ ル ・ 横 浜 ス テ ー シ ョ ン ビ ル ・ ダ イ ヤ モ ン ド 地 下 街 西 区 南 幸 一 丁 目 5 番 1 号 ほか	相 鉄 ジ ョ イ ナ ス ・ 太 洋 ビ ル ・ ダ イ ヤ モ ン ド 地 下 街 西 区 南 幸 一 丁 目 5 番 1 号
大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名	株 式 会 社 相 鉄 ア ー バ ン ク リ エ イ ツ 代 表 取 締 役 千 原 広 司 西 区 南 幸 二 丁 目 1 番 22 号 ほか 2 者	株 式 会 社 相 鉄 ア ー バ ン ク リ エ イ ツ 代 表 取 締 役 左 藤 誠 西 区 南 幸 二 丁 目 1 番 22 号

- (4) 変 更 の 年 月 日
令 和 5 年 6 月 30 日 ほ か
- (5) 変 更 し た 理 由
設 置 者 の 代 表 者 変 更 の た め ほ か
- 2 届 出 年 月 日
令 和 5 年 11 月 2 日
- 3 縦 覧 場 所
中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10
横 浜 市 経 済 局 市 民 経 済 労 働 部 商 業 振 興 課